医療保険による訪問看護サービス
重要事項説明書

訪問看護ステーションキャロット
〒590-0503　大阪府泉南市新家 2776 番地

訪問看護重要事項説明書【医療保険】

指定訪問看護事業所[指定介護予防訪問看護]　訪問看護ステーションキャロット

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談窓口（月～金　9:00～16:00、祝日、年末年始除く）

電話：072-482-2014　　FAX:072-482-2014 白井病院副看護部長　壹﨑　倫子　　訪問看護ステーション所長看護師　細野　伯子

※ご不明な点は、お気軽におたずねください。

1. 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]を提供する事業所

事　業　所　名	医療法人　白卯会
代 表 者 氏 名	理事長　白井　誠一
本 社 所 在 地	大阪府岸和田市大町　436 番地
連　　絡　　先	電話：072-445-0370　　FAX:072-445-0307

2. 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]を提供する事業所について

（1）　事業所の所在地等

事業所名	訪問看護ステーションキャロット
介護保険	大阪府泉南市
指定番号	2765690017
管理者	細野　伯子
サービス提供地域	泉南市・泉佐野市・阪南市・泉南郡田尻町・泉南郡熊取町

※上記以外の地域も対応可能な場合があります。お気軽にご相談ください。

3. 窓口および営業時間

営業日	月曜日～日曜日（ただし、日曜日は２４時間の連絡体制での対応のみ） 12 月 30 日～1 月 3 日休み （医師の指示によりこの限りではない）
営業時間	定時によるサービス提供：月曜日～土曜日　午前 9 時～午後 5 時 ※ただし、月曜日～日曜日で 24 時間の連絡体制を整えております
電話	072-482-2014（訪問看護ステーションキャロット） 072-482-2011（白井病院）

4. 事業所の目的及び運営方針

当事業所は、適切な運営を行い、利用者に対し適切な訪問看護事業を提供することを目的とする

（１）　事業所の看護師等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する機能に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身機能に維持、回復を目指す。

（２）　事業の実施にあたっては、市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携に努め総合的なサービス提供に努めます。

5. 事業所の職員体制

管理者　看護師　細野　伯子

他、看護師（常勤）1 名　准看護師（常勤）1 名

6. サービス内容

（1）「訪問看護」は、居宅において看護師その他、省令で定めるものが療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次のサービスを行います。

① 病状・全身状態の観察　② 食事及び排泄等日常生活の世話　③ 清拭・洗髪等清潔の保持
④ 褥瘡の予防　⑤ リハビリテーション　⑥ ターミナルケア　⑦ 認知症の介護
⑧ 療養生活や介護方法の指導　⑨ カテーテル管理　⑩ その他医師の指示による医療処置

（2）事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

7. 訪問指示書について

（1）訪問看護サービスを受けるにあっては、主治医による訪問看護指示書が必要になります。
訪問看護指示書について以下の点についてご了承をお願いします。

①訪問看護指示書の作成にあたり料金が発生し、この料金は利用者にご負担して頂く必要があります。
②主治医による訪問看護指示書には指示期間があり、その期間は主治医により決められます。

8. 利用料など

（1） 利用者からいただく利用金額は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記の通りです。

（2） 利用者負担金の金額については、サービス提供を受けた翌月 15 日までに請求書を発行いたしますので、現金または指定金融口座からの引き落としさせていただきます。

訪問看護基本療養費		利用料
訪問看護管理療養費（月の初日の訪問）	1 回	7,670 円
訪問看護管理療養費（月の 2 日目以降の訪問）	1 日につき	3,000 円
訪問看護基本療養費Ⅰ　1 日につき	週 3 日まで	5,500 円
	週 4 日以降	6,550 円
訪問看護基本療養費Ⅱ（同日一日に 2 人まで）	週 3 日まで	2,780 円
（同日一日に 3 人まで）	週 4 日以降	3,280 円
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中 1 回（上限 2 回）	8,500 円

（加算について）		利用料
難病疾患複数回訪問加算	1 日 2 回	4.500 円
	1 日 3 回以上	8,000 円
複数名訪問看護加算（看護師などと同時訪問）	週 1 回	4,500 円
長時間訪問看護加算	週 1 回	5,200 円
夜間・早朝訪問看護加算	週 1 回	2,100 円
深夜訪問看護加算	1 回	4,200 円
24 時間対応体制管理加算（届出）	月 1 回	6,520 円
特別管理加算Ⅰ	月 1 回	5,000 円
特別管理加算Ⅱ	月 1 回	2,500 円
退院時共同指導加算（入院・入所）	1 回（上限 2 回）	8,000 円
退院支援指導加算（退院後翌日以降）	初回訪問時	6,000 円
在宅患者連携指導加算	月 1 回	3,000 円
在宅患者緊急カンファレンス加算	月 2 回	2,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ		25,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ		10,000 円
訪問看護情報提供療養費	月 1 回	1,500 円
看護・介護職員連携強化加算	月 1 回	2,500 円

◆利用者負担金（法定）

<table>
<tr><td rowspan="5">70 歳以上の方</td><td colspan="3">・（基本料金+管理療養費＋加算分）×負担割合となります。</td></tr>
<tr><td>①一般（②、③以外の方</td><td>1 割負担</td><td>月額上限額　18,000 円</td></tr>
<tr><td>②住民税非課税世帯の方</td><td>1 割負担</td><td>月額上限額　8,000 円</td></tr>
<tr><td>③一定以上の所得がある方※（年収により金額が変わります）</td><td>3 割負担</td><td>月額上限額　80,100 円
＋
医療費-267,000 円）×1%</td></tr>
<tr><td colspan="3">※一定以上所得者
・同一世帯に一定の所得以上（課税所得が 145 万円以上）の方が一人のみ
・同一世帯に一定の所得以上（課税所得が 145 万円以上）の方が一人のみでかつ、70 歳から 74 歳の方がいる方。
・同一世帯に一定以上の所得以上（課税所得が 145 万円以上）の方が 2 人以上いる方。ただし収入の合計が一定額未満（単身世帯の場合：年収 383 万円未満 2 人以上世帯：年収 520 万未満）の方は、各市町村の担当窓口にて届け出て認められれば 1 割負担えおなります。</td></tr>
<tr><td>一般の健康保険等</td><td colspan="3">（基本療養費+管理療養費+加算分）×負担割合となります。
重度心身障害医療、ひとり親家庭等の受給証をお持ちの方は
各市町村により自己負担額が変わります。</td></tr>
</table>

◆1 ケ月に支払った利用者負担金が、負担額を超えた場合は、超えた金額を市町村へ請求いたします。
超えた金額が高額医療費として支給されます。
※いずれも医療費控除の対象となります。

●医療保険での訪問看護を提供した場合の利用料金
基本療養費Ｉの場合　看護師 5,500 円/回　　准看護師 5,050 円/回
管理療養費月 1 回　7,670 円　2 回目以降 3,000 円
上記金額は、10 割負担料金なので、1 割、2 割、3 割の方は料金が変わってきます。
・特定医療費（指定難病）受給証をお持ちの方は、その上限金額範囲内です。
・身体障害者手帳かつ医療証をお持ちの方は、訪問金額は、500 円/回となります。

9.　緊急時および事故発生時の対応方法

(1) 訪問看護サービス提供時に利用者の病変が生じた場合やその他必要な場合は速やかに主治医及び緊急連絡先に連絡を取り、救急治療、緊急入院の措置を講じます。

主治医	医療機関名	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
本人	氏名	
	所在地	
	電話番号	
家族・その他緊急連絡先	氏名	
	所在地	
	電話番号	

10.　秘密の保持

当事業者が行う指定訪問看護において、知り得た利用者の情報は固く秘密を保持します。
従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

11.　その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、看護師等は年金等の金銭管理や金銭の貸借などはいたしかねますのでご了承ください。

12.　苦情処理

<事業所窓口>

事業所	訪問看護ステーションキャロット
所在地	大阪府泉南市新家 2776
電話番号	（072）482-2014
担当者	壹﨑　倫子・細野　伯子
受付時間	9：00～16：00　月～金、祝日、年末年始を除く

<市町村窓口>

泉南市	機関名	泉南市役所　健康福祉部　長寿社会推進課介護保険係
	電話番号	072-483-8251
阪南市	機関名	阪南市役所　健康部
	電話番号	072-471-5678
泉佐野市	機関名	泉佐野市役所　健康福祉部　高齢介護課
	電話番号	072-436-1212
田尻町	機関名	田尻町役場　民生部　福祉課
	電話番号	072-466-8813
熊取町	機関名	熊取証役場　健康福祉部　介護保険・障がい福祉課保険グループ
	電話番号	072-452-6297
岬町	機関名	岬町役場　しあわせ創造部　高齢福祉課　介護保険課
	電話番号	072-492-2703

<都道府県健康保険団体連合窓口>

機関名	大阪府国民保険団体連合会
電話番号	06-6946-5418

13.　訪問サービスご利用にあたってのお願い

（1）健康保険証や高齢受給者証、後期高齢者被保険者証等を確認させて頂きますのでご了承ください。またこれらの書類について内容に変更が生じた場合は必ずお知らせ下さいますようお願い致します。

訪問看護サービス提供開始にあたり、利用者に対して本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者住所　　〒596-0812

大阪府岸和田市大町 436 番地

名称　　医療法人　白卯会

代表者氏名　　白井　誠一　印

事業所住所　　〒590-0503

大阪府泉南市 2776 番地

名称　　訪問看護ステーションキャロット

氏名　　管理者　細野　伯子　印

私は本書面により事業所から訪問サービスについて重要事項の説明を受け、同意しました。

同意日：　　年　　月　　日

利用者　住所

氏名　　印

上記署名は、　　（続柄：　　）が代筆しました。

（代理人）　住所

氏名　　印